

答申第581号

平成25年9月30日

神奈川県公安委員会  
委員長 宮崎 泰男 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部 政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成24年12月19日付けで諮問された放置車両確認標章に関する文書一部非公開の件（その1）（諮問第634号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、放置車両確認標章に関する文書を一部非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の放置車両確認標章に関する文書（以下「本件行政文書」という。）を、神奈川県警察本部長が、平成24年10月5日付けで、一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）のうち、次に掲げる情報（以下「本件情報」と総称する。）の公開を求める、というものである。

ア 「放置車両確認標章貸与簿（携帯端末用）」（以下「本件貸与簿」という。）の受領者（法人名）欄、返還者（法人名）欄、使用状況欄の放置車両確認機関及び「放置車両確認業務日報」（以下「本件業務日報」という。）の番号32を除く確認者欄に記載された駐車監視員の氏名（以下「本件監視員氏名」という。）

イ 「本件業務日報」の番号32確認者欄に記載された警察官の氏名（以下「本件警察官氏名」という。）

ウ 「本件貸与簿」の使用状況欄二段目、「放置車両確認書」の違反車両、「本件業務日報」の番号38違反事実欄に記載された自動車登録番号及び「放置違反車両画像」の自動車登録番号標（以下「本件登録番号」という。）

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件監視員氏名及び本件警察官氏名

(ア) 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条で公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報は公開対象とされている。駐車監視員は、権力行使を伴う職務を担当しており、道路交通法第51条の12第7項で公務員に準ずることが規定されていることから、氏名の公開について

警察官に準ずるべきことは、明らかである。

- (イ) 公務員が公権力の行使を伴う職務を遂行する際には、身分証を携帯し、市民から提示を求められたときはその身分証を提示しなければならない。階級にかかわらず、警察官は職務執行に当たり、警察手帳規則に基づき写真並びに階級及び氏名が明記された証票を呈示することとされている。したがって、取締り現場において求めがあれば氏名を公開することとなり、口頭で公開されるべき氏名を書面で請求したからといって非公開とする合理的理由は存在しないので、本件警察官氏名は、条例第5条第1号ただし書ア又はイのいずれかに該当する。
- (ウ) 警部補以下の階級にある警察官の氏名は、過去に公開したことがないから今後も一律に非公開とするとの判断は、条例の本旨に反する。
- (エ) 情報公開法に関する国の判断では、職員の氏名は職務遂行情報に含まれるとされている。職務遂行に係る公務員の氏名については、特段の支障の生じるおそれがある場合を除き、公にするものとされ、開示請求がなされた場合には「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとされている。国民全員が平等に有する知る権利に係る判断は、国にゆだねられたものであり、国の判断に従う必要があると考える。
- (オ) 警部補以下の階級にある警察官であっても、その氏名を職務遂行に係る情報として公開しなければならないが、一律に公開とすることには疑義があるので、権力行使を伴わない一般事務等の職務に係る警察官の氏名については、個別具体的に非公開を検討する必要があると解される。

#### イ 本件登録番号

- (ア) 不服申立人が運転する車両の自動車登録番号は、神奈川県個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第9条第1項第2号に該当し、本人に提供できる情報である。また、個人情報保護条例により本人開示が予定されている情報であるから条例第5条に基づき公開しなければならない。

- (イ) 自動車登録番号標は、道路運送車両法で公にすることが規定されており、条例第5条に基づき公開しなければならない。
- (ウ) 非公開とするかどうかは、請求者が誰であるかを含めて、個別具体的に検討されなければならない。当事者本人であるにもかかわらず、一律に請求者が誰であるかを考慮せずに第三者として取り扱うというのは暴論であり、当事者本人は、当事者本人以外の何者でもない。条例第4条は、全ての人に平等に公開請求権を認め、もって国民の知る権利を保障したものであって、全ての人を第三者として扱う合理的理由は認められない。
- (エ) 条例第5条第1号の規定は、個人に関する情報の保護という目的で定められたものであり、保護する必要が認められない場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとして原則公開を貫かねばならない。自己に関する情報については、個人情報保護条例第9条第1項第2号により、本人への提供が認められ、情報の保護は解除されていることから、自己の情報について公開請求した場合は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当し、公開されなければならない。

### 3 実施機関（警察本部交通部駐車対策課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、いずれも放置車両に放置車両確認標章（以下「標章」という。）を取り付けた際に作成される行政文書である。

#### (2) 条例第5条第1号該当性について

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件行政文書に記載された本件情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるから、条例第5条第1号本文に該当する。

##### イ 条例第5条第1号ただし書ア及びエ該当性について

本件情報は、条例第5条第1号ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている

情報」又は同号ただし書エの「人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書ア又はエに該当しない。

ウ 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

本件監視員氏名は、駐車監視員の氏名であるが、駐車監視員の氏名は公表されていない。

本件警察官氏名は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であるが、警部補以下の階級にある警察官の氏名は、昭和46年以降、神奈川県職員録に掲載されておらず、また昭和48年以降、新聞の異動記事にも掲載されていない。

道路運送車両法において車両番号を記載した自動車登録番号標を表示することを義務付けているからといって、本件登録番号が、直ちに、一般に公にされているとまでは認められない。

したがって、本件情報は、条例第5条第1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められないので、同号ただし書イに該当しない。

エ 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

本件監視員氏名及び本件警察官氏名は、いずれも公務員等の氏名であるが、公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報に、氏名は含まれない。

したがって、本件情報は、条例第5条第1号ただし書ウの「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められないので、同号ただし書ウに該当しない。

(3) 自己に関する情報について

条例に定める公開請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わずに公開請求を認める制度であることから、条例に規定する非公開情報は、請求者が誰であることを考慮せずに判断するものであり、請求者が自己の情報を前提にして公開請求した場合であっても、請求者の情報であることを理由に特別に公開を受けられるものではなく、条例第5条第1号の

規定により非公開となるものである。

個人情報保護条例第9条は、個人情報の目的外提供についての規定であるが、そもそも不服申立人は個人情報保護条例に基づく自己情報開示請求手続ではなく、条例に基づいて公開請求したのであるから、個人情報保護条例第9条第1項第2号に該当し本人に提供できる情報であるから公開すべきとの主張は、条例と個人情報保護条例の制度の違いを認識しない独自の解釈であり失当である。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、いずれも放置車両に標章を取り付けた際に作成される文書である。

##### (3) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、本件情報であると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。

##### (4) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすること

ができる」と規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報のもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報と認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

条例第5条第1号ただし書アは、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」については公開することを規定している。

a 不服申立人は、警察官は職務執行に当たり警察手帳規則に基づき写真並びに階級及び氏名が明記された証票を呈示することから本件警察官氏名は条例第5条第1号ただし書アに該当する旨主張している。

b しかし、警察手帳規則は、第5条「職務の執行に当たり、警察官、皇宮護衛官又は交通巡視員であることを示す必要があるときは、証票及び記章を呈示しなければならない」と規定していることから、警察官の氏名が記載された証票は、法令又は条例の規定により何人に対しても閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報であるとは認められない。

c したがって、本件情報は、条例第5条第1号ただし書アに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、公開することを規定している。

a 本件警察官氏名

(a) 不服申立人は、警部補以下の階級にある警察官の氏名を公開したことがないから一律非公開とする判断は条例の本旨に反する、情報公開法では職員の氏名は職務遂行情報に含まれるとされ、開示請求がされた場合には慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとされている国の判断に従う必要がある、警部補以下の階級にある警察官であっても権力行使を伴わない一般事務等の職務に係る警察官の氏名については個別具体的に非公開を検討する必要がある旨主張している。

また、不服申立人は、警察官は職務執行に当たり警察手帳規則に基づき証票を呈示することから本件警察官氏名は条例第5条第1号ただし書イに該当する旨主張している。

(b) しかし、公務員の職務遂行の内容に関して公務員の氏名が記載されている場合であっても、慣行として公にされている情報に該当しない限り、条例第5条第1号本文に該当するため、非公開となる。

(c) 当審査会において確認したところ、本件警察官氏名は警部補以下の階級にある警察官の氏名であるが、当該階級にある警察官の氏名は、昭和46年以降、職員録に掲載されておらず、また昭和48年以降、新聞の異動記事でも公表されていない事実が認められる。

さらに、警察官が、職務執行に当たり警察手帳規則に基づき証票を呈示するのは、必要があるときに呈示するものであるから、そのことを捉えて、警部補以下の階級にある警察官の氏名が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たるとは認められない。

したがって、本件警察官氏名は、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する。

b 本件監視員氏名

(a) 不服申立人は、駐車監視員は権力行使を伴う職務を担当してお

り、公務員に準ずる旨が道路交通法に定められているから、氏名の公開は警察官に準ずるべきである旨主張している。

(b) 駐車監視員は、道路交通法の規定により公務に従事する職員とみなされるが、公務員の氏名は、前記 a (b) のとおり、慣行として公にされている情報に該当しない限り、条例第 5 条第 1 号本文に該当するため、非公開となる。

(c) 当審査会で確認したところ、本件監視員氏名は、公表されていないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

c 本件登録番号

(a) 不服申立人は、自動車登録番号標は道路運送車両法で公にすることが規定されているから公開しなければならない、自己の情報について公開請求した場合は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当し公開されなければならない旨主張している。

(b) しかし、道路運送車両法において登録番号を記載した自動車登録番号標を表示することを義務付けているからといって、本件登録番号が、直ちに、一般に公にされているとは認められない。

また、自己の情報であることをもって、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

d したがって、本件情報は、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当しないと判断する。

(エ) 条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について

条例第 5 条第 1 号ただし書ウは、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については、公開することを規定している。

本件監視員氏名及び本件警察官氏名は、前記 (ウ) a 及び b のとおり、また、本件登録番号は、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に

係る情報とは認められないので、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

(オ) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

本件情報は、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書エに該当しないと判断する。

(5) その他

不服申立人は、本件登録番号は個人情報保護条例第9条第1項第2号に該当し本人提供、本人開示が予定されている情報であるから公開しなければならない、非公開とするとどうかは請求者が誰であるかを含めて個別に検討しなければならない旨主張しているが、条例に定める情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わずに公開請求を認める制度であるから、この条例に基づく請求者は、県民等の一人として行政文書の公開を求めることができるにとどまり、公開、非公開の判断に当たっては、請求者が誰であるかは考慮されないものであるため、当該不服申立人の主張は採ることができない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年12月19日	○ 諮問
平成25年1月16日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
1月25日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
1月29日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
2月19日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
6月11日 (第119回部会)	○ 審議
7月11日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
8月21日 (第120回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	部 会 員
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	横 浜 国 立 大 学 教 授	
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
東 玲 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成 25 年 9 月 30 日現在) (五十音順)